

有限会社セイワ 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 社長の役割等
- 第四章 安全管理の実施等
- 第五章 安全管理の取り組み状況の点検と改善等

第一章 総則

(目的)

- 第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すこと、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

- 第4条 前条に掲げる方針に基づき、次に掲げる事項を実施する
- ① 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - ② 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - ③ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

(輸送の安全に関する目標)

- 第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

- 第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 社長の役割等

(社長等の責務)

- 第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、安全管理体制の構築等必要な措置を講じる。
 - 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
 - 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

- 第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための社内統治を適確に行う。
- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
- 2 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、社内各課を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

- 第9条 会社の人員体制上、可能な場合には、安全を統括する管理者を1名選任する。
- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の業務)

- 第10条 安全統括管理者は、次に掲げる業務を行う。
- 一 全社員に対し、安全方針の社内周知を行うこと。

- 二 安全目標を作成し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取り組みを積極的に行うこと。
- 三 社長との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、社長に適時、適切に報告すること。
- 四 会社の人員規模に応じた安全管理の取り組み体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知する。
- 五 安全管理の取り組み状況を年に1回は点検し、その結果を社長に適時、適切に報告すること。

第四章 安全管理の実施等

(輸送の安全に関する情報の伝達及び収集)

第11条 社長、又は安全統括管理者は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に社内に伝わるようにするとともに、現場の声を適時、適切に把握する。また、旅客から輸送の安全に関する意見・要望を必要に応じてアンケート等により収集する。

(法令等の順守)

第12条 社員は輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守するとともに、社長、又は安全統括管理者は、それらの状況を定期的に確認すること。

(輸送の安全に必要な手順・規則)

第13条 安全統括管理者は、本規定の写しを配布又は、掲示するなどして社内に周知すること。

(教育・訓練)

第14条 社長、安全統括管理者は、輸送の安全に関わるものに対し教育・訓練を定期的に実施する。教育・訓練の実施に当たっては、外部が主催する運輸安全マネジメント制度に関するセミナー、講習会等を活用するなどして、適切に実施し、それらの状況を記録し、保管する。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第15条 社員は事故、災害等が発生した場合は、事故・災害等に関する報告連絡体制図により、社長、安全統括管理者のその情報を適時、適切に報告する。
- 2 社長は、自ら、又は安全統括管理者に指示するなどして、第1項の報告を受けた事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
 - 3 社長は、自ら、又は安全統括管理者に指示するなどして、必要に応じて現場からのヒヤリ・ハット情報を集め事故防止のために適切な対応策を講じる。
 - 4 社長は、自ら、又は安全統括管理者に指示するなどして、他の事業者の事故例等を積極的に集め、自社の事故防止に活用する
 - 5 社長は、重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決め、自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、社内に周知する。
 - 6 社長は、自ら、又は安全統括管理者に指示するなどして、第1項から第5項までの

実施状況を記録し、保管する。

- 6 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

第五章 安全管理の取り組み状況の点検と改善等

(安全管理の取り組み状況の点検と改善)

第16条 輸送の安全に向け、定期的に安全管理の取り組み状況を点検し把握した問題点を改善することが重要であり、社員は、自ら、又は安全統括管理者は、以下の取り組みを行う。

- 2 社長は、自ら、又は安全統括管理者に指示するなどして、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取り組み状況を、「安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト」の活用等により、点検する。安全統括管理者はその結果を社長に報告する。
- 3 社長は、前項の点検結果、問題があることが分かった場合には、必要な改善を行う。
- 4 社長は、自ら、又は安全統括管理者に指示するなどして、前第2項及び第3項の実施状況を記録し、保管する。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計は、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保の為に講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第18条 本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時・適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、安全管理の取り組み状況の自己チェックリストの結果、安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況等を記録し、これを所定の場所に適切に保存する。

安 全 方 針

有限会社セイワは、輸送の安全の確保が自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次のとおり安全方針を定める。

1. 代表者（経営者）は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
2. 運輸安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
3. 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

平成 27 年 5 月 1 日

有限会社 セイワ
取締役 佐々木 勝

輸 送 の 安 全 目 標

1. 事故削減目標

	重大事故		交通事故		内訳
	目標	実績	目標	実績	
平成 25 年度	0 件	0 件	0 件	2 件	物損 2 件(軽微なもの)
平成 26 年度	0 件	0 件	0 件	1 件	物損 1 件(軽微なもの)

※1. 重大事故は、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故をいう。

※2. 交通事故は、重大事故を除く有責・無責のすべての事故という。

2. 関係法令及び社内規定の遵守を確保

関係法令及び社内規定（安全を管理する規程等）の遵守は、四半世紀毎に教育を実施します。

3. 安全管理の取り組み状況の点検と改善

安全を管理する規程に基づく、「安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト」により 1 年に 1 回以上チェックを行い、全員で必要に応じて問題の解決に向けた対策を講じます。

4. 輸送の安全に関する教育、研修の計画を作成し、これを適確に実施します。

①事故防止対策会議 ②ドライバーミーティング ③事故惹記者への指導
(毎月 1 回開催) (毎月 1 回開催) (事故発生時)

平成 27 年 5 月 1 日

有限会社 セイワ
安全統括管理者 佐々木 勝